

平成26年度児童虐待関係件数について

1 虐待関係児童数 新規件数

対象児童数 30人

※対応には、多くの機関との連携が必要であり、終結時間を要する複雑なケースが増加している。

2 虐待の種類

身体的虐待 15人

性的虐待 0人

心理的虐待 3人

保護の怠慢・拒否(ネグレクト) 12人

※全体的に虐待が増加傾向にある。

3 主たる虐待者

実父 4人

実父以外の父親 1人

実母 21人

実母以外の母親 0人

その他 4人

4 被虐待者の年齢

0～3歳未満	9
3～学齢前児童	11
小学生	6
中学生	2
高校生・その他	2
計	30

5 児童虐待等に対する体制

市では、平成18年度に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携して虐待の防止に努めている。

また、平成20年度からは、さいたま地方法務局所沢支局、市社会福祉協議会、所沢人権擁護委員協議会日高部会を関係機関に追加、平成22年度からは同協議会を子育て支援ネットワークとして位置づけて、情報の共有化と連絡体制の充実を推進することとしている。